

新旧対照表

(1) 構造改革特別区域計画 本体

旧	新
<p>4 構造改革特別区域の特性 (略)</p> <p>現在、内閣府が一体となって進めている「e-Japan 戦略」、ユビキタスネットワーク社会の実現を目指す総務省の「u-Japan 構想」に見られるように、本市においても電子自治体の推進、ITを取り入れた雇用対策・地域の活性化及び市民情報に対する技術や認識の向上に貢献する、高度ICT (Information and Communication Technology) 人材の育成を図るためにも、今回の特区を申請する必要がある。</p> <p>5 構造改革特別区域計画の意義</p> <p>「基本情報技術者試験」は、経済産業省が実施している国家試験であり、情報システム運用者側の人材育成を図るものである。これらの試験に合格するには、コンピューターの基礎知識のほか、著作権法など関連法規の知識も体系的に習得することが求められており、IT技術に習熟しているだけでなく、社会秩序や法令に配慮できる良識ある高度ICT人材の育成に役立つものと考えられる。</p> <p>(略)</p>	<p>4 構造改革特別区域の特性 (略)</p> <p>現在、内閣府が一体となって進めている「e-Japan 戦略」、ユビキタスネットワーク社会の実現を目指す総務省の「u-Japan 構想」に見られるように、本市においても電子自治体の推進、ITを取り入れた雇用対策・地域の活性化及び市民情報に対する技術や認識の向上に貢献する、高度ICT (Information and Communication Technology) 人材の育成を図るため、<u>第12 回認定時に修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業が認定され、取り組んでいるところである。さらに今回、高度ICT人材育成を促進するために、初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業の特区認定の追加申請を行う必要がある。</u></p> <p>5 構造改革特別区域計画の意義</p> <p><u>「初級システムアドミニストレータ試験」及び「基本情報技術者試験」</u>は、経済産業省が実施している国家試験であり、情報システム運用者側の人材育成を図るものである。これらの試験に合格するには、コンピューターの基礎知識のほか、著作権法など関連法規の知識も体系的に習得することが求められており、IT技術に習熟しているだけでなく、社会秩序や法令に配慮できる良識ある高度ICT人材の育成に役立つものと考えられる。</p> <p>(略)</p>

旧	新
<p>6 構造改革特別区域計画の目標 今回、構造改革特別区域計画の認定を受けて実施される特定事業は、「基本情報技術者試験」の国家試験の受験の機会を増やすことにつながる。資格取得は、企業が求めるIT能力を有する客観的な証となることから、学生の就業支援や、現在定職に就いていない者の就業を促進することにもなり、雇用対策につながる。 (略)</p> <p>8 特定事業の名称 <u>1132(1144)</u> 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業</p>	<p>6 構造改革特別区域計画の目標 今回、構造改革特別区域計画の認定を受けて実施される特定事業は、「<u>初級システムアドミニストレータ試験</u>」及び「基本情報技術者試験」の国家試験の受験の機会を増やすことにつながる。資格取得は、企業が求めるIT能力を有する客観的な証となることから、学生の就業支援や、現在定職に就いていない者の就業を促進することにもなり、雇用対策につながる。 (略)</p> <p>8 特定事業の名称 <u>1131(1143、1145)</u> 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業 <u>1132(1144、1146)</u> 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業</p>

(2) 構造改革特別区域計画 別紙1

旧	新
	<p>別紙1</p> <p>1 特定事業の名称 1131(1143、1145) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 (1) 講座の開設者 学校法人 ヒラタ学園(大阪府堺市西区鳳西町 3-712) (2) 修了認定に係る試験の提供者 財団法人専修学校教育振興会 理事長 鎌谷 秀男 (東京都千代田区九段北4 - 2 - 25 私学会館別館)</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 計画認定の日</p> <p>4 特定事業の内容 (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画</p> <div data-bbox="1189 1018 2004 1187" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>初級システムアドミニストレータ試験講座(試験対策コース / J検併用コース)別添資料履修表のとおり 【学校法人 ヒラタ学園 近畿コンピュータ電子専門学校】</p></div> <p>認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。</p>

旧	新
	<p>具体的には、当該講座の運営者は、財団法人専修学校教育振興会とともに、責任をもって講座開設に向けての準備を進め、開設後も受講者に対し誠実に対応していく。</p> <p>(2) 修了認定の基準</p> <p>第一号及び第二号を満たした者について修了試験を認定する。ただし、民間資格試験「情報検定 情報活用試験1級」の試験問題及び修了認定に係る試験の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構の審査の結果、適切であると認められなかった場合は、第三号を満たした者について修了を認定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一. 民間資格試験「情報検定 情報活用試験1級」を受験し、これに合格すること。 二. 該当認定講座の出席率(80%以上)をもって履修後、財団法人専修学校教育振興会が作成した問題による修了認定に係る試験を受験し、財団法人専修学校教育振興会の定める合格基準に達すること。 三. 該当認定講座の出席率(80%以上)をもって履修後、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題による修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準に達すること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>初級システムアドミニストレータ試験講座(試験対策コース/」 併用コース) 80%以上 【学校法人 ヒラタ学園 近畿コンピュータ電子専門学校】</p> </div>

旧	新
	<p>(3) 修了認定に係る試験の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 修了認定に係る試験問題は、財団法人専修学校教育振興会が作成したもののうち、独立行政法人情報処理推進機構の審査を受け、適切であると認められたものを使用する。 当該審査に関し、財団法人専修学校教育振興会は、修了認定に係る試験問題の提供者として責任をもって対応する。ただし、当該審査の結果、適切であると認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する。 ・ 修了認定に係る試験の実施日については、当該認定講座の運営者が指定する。ただし、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する場合は、独立行政法人情報処理推進機構が指定する。 ・ 修了認定に係る試験の実施回数については、当該認定講座の履修後2回までとする。 ・ 修了認定に係る試験会場は、特区区内域に当該認定講座の運営者が指定する施設とする。 ・ 修了認定に係る試験の採点事務は、財団法人専修学校教育振興会が行なうものとする。ただし、財団法人専修学校教育振興会が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。また、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する場合は、当該認定講座の運営者が行なう。 ・ 当該認定講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、当該認定講座の運営者が独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。 <p>(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目</p> <p>名 称 情報検定(情報活用試験1級) 試験科目 情報検定(情報活用試験1級) 当該民間資格を取得するための試験の試験項目 表に示すとおり</p>

旧	新	
	出題分野	出題項目
	1 情報と情報の利用	(1)データと情報 (2)情報の表現方法 (3)情報の活用、情報処理の手順 (4)情報の収集と発信 (5)情報の管理
	2 パソコンを利用したシステム	(1)パソコンシステムとその環境 (2)オペレーティングシステム (3)ファイルシステム (4)パソコン関連機器とインタフェース
	3 ネットワークの利用	(1)情報通信ネットワークの概要 (2)インターネットを利用するために必要な機器とソフトウェア (3)モバイルコンピューティング (4)ネットワーク上のパソコンの管理
	4 情報ネットワーク社会への対応	(1)情報ネットワーク社会に関する用語・知識 (2)社会におけるコンピュータの利用 (3)知的財産権
	5 情報セキュリティ	(1)ネットワークセキュリティ (2)コンピュータセキュリティ
	5 当該規制の特例措置の内容	
	<p>本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から1年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通知識を免除するものである。</p>	

(3) 構造改革特別区域計画 別紙2

旧	新
<p><u>別紙</u></p> <p>1 特定事業の名称 <u>1132(1144)</u></p>	<p><u>別紙2</u></p> <p>1 特定事業の名称 <u>1132(1144、1146)</u></p> <p>履修計画に変更あり</p>